

香川県道路の構造の技術的基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年9月4日

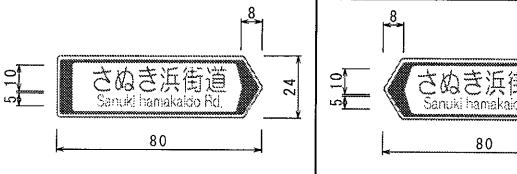
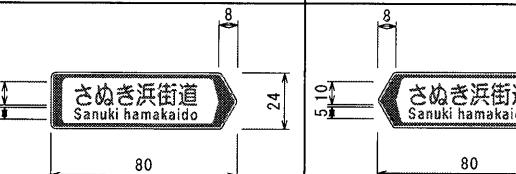
香川県知事 浜 田 恵 造

## 香川県規則第50号

### 香川県道路の構造の技術的基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

香川県道路の構造の技術的基準等に関する条例施行規則（平成24年香川県規則第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表（第11条関係）	別表（第11条関係）
略	案内標識（道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号。以下「省令」という。）第3条の2に規定する案内標識をいう。以下同じ。）
非常電話 (116の4) 略 略	非常電話 (116の2) 略 略
待避所 (116の5)	待避所 (116の3)
非常駐車帯 (116の6)	非常駐車帯 (116の4)
略	略
道路の通称名 (119-A)	道路の通称名 (119-B)
	
略	略
備考	備考
1 略	1 略
2 略	2 文字等の大きさ等
(1) 略	(1) 略
(2) 自動車専用道路以外の道路に設置する案内標識で、「市町」、「県」、「方面、方向及び距離」、「方面及び距離(106-A)」、「方面及び方向の予告」、「方面及び方向(108の2-A・B)」、「著名地点(114-A)」、「主要地点」、「乗合自動車停留所」及び「路面電車停留場」を表示するものの文字の大きさは、道路の	(2) 自動車専用道路以外の道路に設置する案内標識で、「市町」、「県」、「方面、方向及び距離」、「方面及び距離(106-A)」、「方面及び方向の予告」、「方面及び方向(108の2-A・B)」、「著名地点(114-A)」、「主要地点」、「乗合自動車停留所」及び「路面電車停留場」を表示するものの文字の大きさは、道路の

設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値（英語による表示にあっては、その2分の1の値）を基準とする。ただし、必要がある場合にあっては、これを1.5倍、2倍、2.5倍又は3倍に、それぞれ拡大することができる。

略

(3)～(8) 略

設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値（ローマ字にあっては、その2分の1の値）を基準とする。ただし、必要がある場合にあっては、これを1.5倍、2倍、2.5倍又は3倍に、それぞれ拡大することができる。

略

(3)～(8) 略

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。